

事業主の皆様へ（社会保険庁からのお知らせです）

## 「ねんきん定期便」が始まります！ （住所記録の確認はお済みですか？）

### 住所のご確認を！！

被保険者の皆様に「ねんきん定期便」などの年金個人情報をお送りするためには、正しい住所記録の管理が必要です。

社会保険庁では、事業主の皆様からのご依頼により、従業員の皆様とその被扶養配偶者の方の住所一覧表を提供しています。

住所一覧表にある住所と現在お住いの住所とが異なっている場合、平成20年3月までの間は、住所一覧表を朱書きで訂正していただくことで、簡便に住所変更の届出を行うことができます。

住所一覧表は、所定の申出書に必要事項を記入のうえ、社会保険事務所にお申し出ください。

是非この機会に、従業員の皆様の住所記録をご確認ください！

※ 従業員の方の中に、転居された方や、お住まいの市町村の合併で住居表示が変更となった方がいる場合は、特にご留意ください。

### 「ねんきん定期便」が始まります！！

社会保険庁では、被保険者の皆様に年金制度をより深くご理解いただくため、年金見込額等の年金個人情報の提供サービスを進めています。

現在、58歳の方を対象に年金加入記録や年金見込額をお知らせしていますが、平成20年度からは、全ての被保険者の皆様に保険料納付実績や年金見込額をお知らせする「ねんきん定期便」をお送りします。

また、平成19年3月からは35歳の方を対象に、平成19年12月からは45歳、55歳以上の方を対象に「ねんきん定期便」を一部前倒ししてお送りします。

- ◆ 住所一覧表の提供は、事業所を管轄する社会保険事務所にお申し出ください。
- ◆ 申出書の様式は、社会保険庁ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。  
（アドレス：<http://www.sia.go.jp/topics/2006/n1215.pdf>）

事業主の皆様へ . . . 従業員の皆様にご周知ください。

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる  
「年金個人情報提供サービス」が便利です！  
(ユーザID・パスワードを取得してご自身の年金加入記録を確認しませんか?)

○ これまでの年金加入期間について、以下の記録をご確認  
いただけます。

- ① これまで加入されている公的年金制度の加入履歴  
(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等)
- ② 国民年金の保険料納付状況
- ③ 厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額 など

※ 提供する年金加入記録は毎月1回更新いたします。

○ 社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) から  
24時間いつでも確認、お申し込みができます。

- ◆ お申し込みの際は、基礎年金番号が必要となりますので、年金  
手帳または基礎年金番号通知書をご用意ください。
- ◆ 年金手帳等を紛失してしまった場合は、再発行することができます  
ので、お近くの社会保険事務所にご相談ください。